

## 《「おがわ男女共同参画推進プラン(第3次)」用語解説(五十音順)》

番号	用語	よみかた	初出頁	意味
1	アスポーツ相談支援センター	あすぽーとそうだんしえんせんたー	46	埼玉県では生活保護受給世帯を対象として、「職業訓練」「住宅確保」「教育支援」の3分野について専門性を持つ支援員がサポートする「アスポーツ事業」を実施している。アスポーツ相談支援センターは、生活に困窮した人のため県内各地に設置された総合相談窓口及び自立に向けた支援を行う拠点。
2	アセット・マネジメント	あせつと・まねじめんと	37	資産管理のこと。例えば、道路や橋りょうなどの公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を総合的かつ計画的に行う考え方。
3	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	いくじきゆうぎょう、かいごきゆうぎょうとういくじまたはかぞくかいごをおこなうろうどうしゃのふくしにかんするほうりつ	4	略称は「育児介護休業法」。平成7年に「育児休業法」(平成4年から施行)を改正する形で成立した。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業及び子の看護休暇について定めた法律。
4	イクメン	いくめん	36	「子育てする男性(メンズ)」の略語で、子育てを積極的に楽しみ、自分自身も成長する男性のことをいう。
5	移住サポートセンター	いじゅうさぽーとせんたー	31	平成28年5月、小川町における人口減少問題に対処し、移住者の確保を図るため、空き家情報や暮らしの情報などを、移住希望者に提供し、小川町への移住が円滑に行えるよう町が設置した施設。
6	ウーマノミクス	うーまのみくす	5	キャシー・松井氏が提唱する考え方で、ウーマン(Women)とエコノミクス(Economics)を掛け合わせた造語。女性の活躍によって経済を活性化すること。
7	ALT	えーえるていー	50	Assistant of Language Teacherの略。主に小中学校英語の授業で日本人教師を補助するために配置された外国語指導助手のこと。
8	SNS	えすえぬえす	51	インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築すること。主なものとしては、フェイスブック、LINE、インスタグラム、mixiなどがあげられる。
9	LGBT	えるじーびーていー	19	性的少数者を意味する。具体的には、女性同性愛者(レズビアン: Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ: Gay)、両性愛者(バイセクシュアル: Bisexual)、性同一性障害を含む性別越境者(トランスジェンダー: Transgender)の人々を指す。少数者であることから差別を受けやすく、社会から疎外されやすいため、その権利を守るための重要性が認識されつつある。
10	カジメン	かじめん	36	家庭において率先して家事に取り組む男性のことをいう。
11	家族経営協定	かぞくけいえいきょうてい	31	家族経営が中心の農業においては、家族一人ひとりの役割や報酬があいまいになりがちなので、労働時間や休日、経営における役割分担、報酬などを明確に決め、そのことについて家族間で協定を結ぶこと。
12	キャリア教育	きやりあきょういく	44	ここでは学校教育におけるキャリア教育を指す。児童生徒に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、児童生徒が自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力を育てる教育。
13	子ども食堂	こどもしょくどう	46	地域のボランティアが子どもやその親に無料や安い価格で食事を提供する、民間発の取組。貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる居場所をつくることを目的として始まった。

番号	用語	よみかた	初出頁	意味
14	雇用機会均等法	こようきかいきんとうほう		正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和61年から施行された。募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアルハラスメントの防止措置などを定める。
15	次世代育成支援対策推進法	じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう	28	平成17年4月から施行された。仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や従業員101人以上の企業に行動計画の策定が義務付けられている。
16	就労移行支援事業	しゅうろういこうしえんじぎょう	44	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う事業。
17	就労継続支援事業	しゅうろうけいぞくしえんじぎょう	44	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う事業。A型・B型があり、A型は雇用型で、一般就労が見込まれる人が対象。B型は非雇用型で、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が見込まれる人が対象。
18	女性活躍推進法	じょせいかつやくすいしんほう	3	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。平成27年8月に成立、施行された（一部、平成28年4月からの施行）。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が国や地方公共団体、従業員数301人以上の民間企業等に義務付けられた。
19	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針	じょせいのしょうぎょうせいかつにおけるかつやくのすいしんにかんするきほんほうしん	31	女性活躍推進法第5条の規定に基づき国が策定した、女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向等を示すもの。地方公共団体が（女性活躍）推進計画を策定するに当たっての基本的な考え方も示されている。
20	審議会	しんぎかい	25	行政機関が政策等に関して意思決定を行う時に意見を求める合議制の機関。
21	スクールソーシャルワーカー	すくーるそーしゃるわーかー	54	学校や暮らしの中での困りごとを抱えている児童生徒とその家族を支えるために、制度やサービス、環境面から支援を行いながら問題解決に取り組む専門家。
22	ストーカー規制法	すとーかーきせいほう	53	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成12年11月から施行された。つきまとい行為や面会や交際の強要、しつような無言電話やFAX・電子メール・SNS等の送信などを繰り返すストーカー行為者に対し警告を与えたり、禁止命令等を出すことを定めた法律。
23	性別役割分担意識	せいべつやくわりぶんたんいしき	3	「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性ははじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。
24	セクシュアル・ハラスメント	せくしゅある・はらすめんと	13	主に職場や学校等において行われる性的嫌がらせ。相手の意思に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、一定の不利益を与えたり（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境・就学環境を著しく悪化させる（環境型）ことを指す。
25	相対的貧困率	そうたいてきひんこんりつ	45	その国や地域のある時点における貧困率を推計する最も一般的な指標とされている。世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額（中央値）の半分（貧困線）に満たない人の割合。

番号	用語	よみかた	初出頁	意味
26	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけあしすてむ	43	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されて地域で支え合える仕組み。
27	地域包括支援センター	ちいきほうかつしえんせんたー	43	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。原則として市町村に1か所以上設置することになっており、地域における介護相談の窓口としての機能を持つ。
28	デートDV	でーとでいーぶい	3	若年者の恋人間で起こる、ドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすることも含まれる。
29	特別支援教育	とくべつしえんきょうい	44	障害のある幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
30	ドメスティック・バイオレンス(DV)	どめすていっく・ばいおれんす(でいーぶい)	3	配偶者(内縁関係を含む)など親密な関係にあるパートナーから受ける暴力。女性が被害者となることが多い。身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など様々な形で存在する。
31	二次受傷	にじじゅうしょう	56	犯罪や災害、事故、戦争などの悲惨な体験を負った人の話を聞いたり、現場を目撃することで、自分は被害に遭っていなくても同様の外傷性ストレス反応(精神的不安定やそれに伴う身体の不調、不眠、パニック障害等)を起こすこと。
32	二次被害	にじひがい	56	犯罪の被害に遭った人が、直接の被害(一次被害)だけではなく、それに起因する様々な被害を受けること。例えば、DV被害者が相談を受けた際に、「あなたにも悪いところがあった」などと言われて傷つくなどの事例があげられる。
33	パートタイム労働法	ぱーとたいむろうどうほう	31	正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。平成5年から施行された。短時間労働者(パートタイム労働者)の福祉の増進を図ることを目的とし、通常の労働者(正社員)との均衡を考慮した処遇・労働条件を確保することが義務付けられている。
34	パブリックコメント	ぱぶりっくこめんと	7	町の基本的な政策等を決定するにあたって、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表して町民からの意見を募り、その意見を考慮して政策等に反映させること。
35	パワー・ハラスメント	ぱわーはらすめんと	13	同じ職場で働く者に対して、職位上の立場や人間関係の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える嫌がらせをすること。
36	批准	ひじゅん	4	署名により内容が確定した条約に対して、最終的に各国国内においてその内容を受け入れ、遵守することを決定すること。日本においては国会において審議され、承認されることとなる。
37	婦人相談センター	ふじんそうだんせんたー	56	埼玉県において、配偶者からの暴力を中心に相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行っている機関。
38	放課後子供教室	ほうかごこどもきょうしつ	37	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組のこと。

番号	用語	よみかた	初出頁	意味
39	放課後子ども総合プラン	ほうかごこどもそうごうぷらん	37	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型もしくは連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的とするプラン。
40	放課後児童クラブ	ほうかごじどうくらぶ	37	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後・長期休み中に、適切な遊び及び生活の場を与えて活動を行うクラブ。
41	ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)	ぼじていぶ・あくしょん(せっきよくてきかくさせせいそち)	27	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、特別に機会を与えることによって実質的な機会均等を実現させようとする取組。例えば、男女の固定的役割分担意識の影響によって、職場において職員配置や管理職登用に男女間の格差が大きい場合、積極的に女性を登用するなどの措置をとることをいう。
42	マタニティ・ハラスメント	またにてい・はらすめんと	13	働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な扱いを受けること。
43	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	りぷろだくていぶ・へるす・あんど・らいつ	13	性と生殖に関する健康と権利。、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める権利のことをいう。また、女性が安全に妊娠・出産できる環境を得るための権利も含まれる。
44	リベンジポルノ	りべんじぼるの	51	別れた交際相手や元配偶者への報復として、相手方の私的な性的画像や裸の写真等を、無断でインターネットなどで不特定多数に公開する行為。
45	労働基準法	ろうどうきじゅんほう	31	平成22年から施行された。労働条件に関する最低基準を定める法律。
46	労働者派遣法	ろうどうしゃはけんほう	31	正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」。労働者保護の観点から、派遣できる業種、派遣期間の上限、派遣を業として行うための許認可制度などについて規定されている。
47	ワーク・ライフ・バランス	わーく・らいふ・ばらんす	12	仕事と家庭生活や地域活動などを組み合わせ、バランスのとれた働き方及び生活のあり方を選択できるようにすること。